

民間船舶の運航・管理事業（貨物船等） 競争的対話に係る質問回答

No	議題	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答（案）
1	契約解除の効力／協議の可否	01_事業契約書（案）	37	3	第95条または第100条	入札説明書への質問に対する回答No. 9において、片方の船舶の事業者帰責に起因して事業者帰責のないもう片方の船舶部分も含めて全部解除された場合には、事業者帰責による解除として第95条及び第98条が適用されるとの回答を頂きましたが、発注者帰責の場合及び法令変更・不可抗力の場合も同様との認識で宜しいでしょうか。また、全部解除による影響が過大と思われるので、第89条の全損規定のように全部解除を制限するか、せめて全部解除前に協議可能として頂けないでしょうか。	発注者帰責の場合及び法令変更・不可抗力の場合であっても、発注者が全部解除とした場合は同様の効果を生じます。ご指摘の全部解除については、本事業における重大な決定となることは当然であるため、事前の協議を行うことについては、必要であると認識しております。
2	契約解除の効力／サービス対価の取り扱い	01_事業契約書（案）	39	1	98条1項2号	「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額は、「契約解除通知日」までの日割りのサービス対価が支払われるという認識でよろしいでしょうか。なお、「その他の費用」のうち「事業者の開業に伴う諸費用」については、入札説明書への質問に対する回答No. 22の取り扱いがなされるものと理解しております。	ご認識のとおりです。ただし、「事業者」に「業務不履行」があった場合、当該「業務不履行」部分に関してはその限りではありません。
3	契約解除の効力／サービス対価の取り扱い	01_事業契約書（案）	39	29	99条1項2号	「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額は、「契約解除通知日」までの日割りのサービス対価が支払われるという認識でよろしいでしょうか。なお、「その他の費用」のうち「事業者の開業に伴う諸費用」については、入札説明書への質問に対する回答No. 22の取り扱いがなされるものと理解しております。	ご認識のとおりです。
4	契約解除の効力／サービス対価の取り扱い	01_事業契約書（案）	40	12	100条1項2号	「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業船舶」に係る「本事業船舶維持管理・運航準備費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額は、「契約解除通知日」までの日割りのサービス対価が支払われるという認識でよろしいでしょうか。なお、「その他の費用」のうち「事業者の開業に伴う諸費用」については、入札説明書への質問に対する回答No. 22の取り扱いがなされるものと理解しております。	ご認識のとおりです。
5	記載指示事項について	03_様式集及び記載要領	5	2	別表 提案書類に係る記載指示事項 a. 「全般管理業務」に関する提案 様式番号 A-5	劣後性ローンに関して、現在PFI推進機構を利用する事を検討しております。契約形態としては、あくまでシニアローン・トランシェの一部として契約した上で、優先劣後に関する債権者契約を締結するものを想定しております。その場合、PFI推進機構からは融資確約書ではなく関心表明書を提出いただく事で宜しかったでしょうか。	事業者の提案によるものとします。ただし、融資条件の変更等、事業者の資金調達に関する責任については事業者負担となります。
6	記載指示事項について	03_様式集及び記載要領	5	2	別表 提案書類に係る記載指示事項 a. 「全般管理業務」に関する提案 様式番号 A-5	関心表明書についてですが、今回提案書にて添付する金融機関以外の金融機関を実際のシンジケーションの際に招聘する事は問題無かったでしょうか。	提案された資金調達の条件に影響が無く事業実施に影響がない場合は、合理的理由なくシンジケーションへの招聘を認めないことはしない考えです。詳細については、直接協定の締結の際に協議するものとします。

7	リスク分担について	09_その他	4	12	実施方針 資料-IV リスク分担保 番号62	実施方針にて公表されているリスク分担保における、番号62「法令変更による本事業船舶の全損による損害」については、入札公告における事業契約書（案）において該当条文がございませんが、法令変更により船舶が全損するという事態が想定されないため、記載削除されているとの理解でよろしかったでしょうか。	ご指摘のとおり想定しづらい事態ですが、法令変更により船舶が全損した場合には第89条の2項が適用されます。
8	不可抗力により発生する合理的な増加費用について	09_その他	2	1	入札説明書への質問に対する回答 No.8	「不可抗力により発生する合理的な増加費用については、第35条第4項の規定に従います。」とは、遅延利息やブレイクファンディングコスト等の金融費用について、発生が避けられないと合理的に認められる場合は、第35条第4項の規定に基づく、本事業に関して事業者が発生した合理的な増加費用及び損害に含まれるとの理解で良いでしょうか。	遅延利息やブレイクファンディングコスト等の金融費用について、発生が避けられないと合理的に認められる場合は、第34条第4項及び第35条第4項の規定に基づく、「本事業」に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害に含まれます。 なお、増加費用及び損害の取扱いについては、第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。
9	法令等の変更又は不可抗力により発生する合理的な増加費用について	09_その他	2	6	入札説明書への質問に対する回答 No.11およびNo.13	「法令等の変更等又は不可抗力により発生する合理的な増加費用については、第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。」とは、遅延利息やブレイクファンディングコスト等の金融費用について、発生が避けられないと合理的に認められる場合は、第34条第4項及び第35条第4項の規定に基づく、本事業に関して事業者が発生した合理的な増加費用及び損害に含まれるとの理解で良いでしょうか。	遅延利息やブレイクファンディングコスト等の金融費用について、発生が避けられないと合理的に認められる場合は、第34条第4項及び第35条第4項の規定に基づく、「本事業」に関して「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害に含まれます。 なお、増加費用及び損害の取扱いについては、第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。
10	国庫債務負担行為の国会議決がなされたことの確認方法について	09_その他	3	8	入札説明書への質問に対する回答 No.23	予算成立後、令和7年度一般会計予算（令和7年度一般会計予算参照書添付）の丁号国庫債務負担行為への本事業の記載がされていることは、本事業に関する国庫債務負担行為を国会議決がなされ国が承認しているとの前提と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	「協力企業」の定義について	00_入札説明書	11	4	入札説明書 別紙1 実施方針抜粋 第2-3 応募者の参加要件等	入札説明書において、応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業について「協力企業」と記載されておりますが、事業契約書（案）においては「協力企業」の定義が存在していないと認識しておりますので、事業契約書（案）にも「協力企業」の定義が必要ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「協力企業」の定義を以下のとおり追加します。 「協力企業」：「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「事業者」に出資することなく、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う日本国法人をいう。
12	「選定企業」の定義について／「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させる場合、入札段階での承諾可否の確認について	01_事業契約書（案）	6	23	15条	現在記載はございませんが「選定企業」に「協力企業」は含まれますでしょうか。含まれない場合、「各業務」の全部又は一部を各「協力企業」へ委任、又は請け負わせる場合、「発注者」の承諾が必要になるのでしょうか。更に「協力企業」が「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させる場合、「発注者」の承諾を前提とすれば可能でしょうか。また、「発注者」の承諾について、落札後に承諾を得られない様な事態は回避いたしたく、入札段階において承諾可否を確認させて頂きませんかでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「選定企業」の定義を以下のとおり訂正します。 「選定企業」：「代表企業」、「構成員」及び「協力企業」を個別に又は総称していう。
13	サービス対価の算定及び支払方法に関する合意形成について	04_サービス対価の算定・支払	10	14		入札説明書への質問に対する回答No. 24に関連しまして、変更契約締結前に変更契約案をお示しすることができない旨については承知しましたが、「サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）」に基づき、事業者が算定した最終的な支払日毎の船舶整備費及び船舶調達利息の各支払金額について、お互いの認識相違がないよう貴省にも確認して頂けないでしょうか。	契約当事者が相互に確認しながら合意形成を図っていくのは当然のことであり、そのように実施してまいります。

14	協力企業の定義	01_事業契約書（案）	6	23	第15条1項	「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。とありますが、実施方針9ページ第2-3(1)応募者の構成にてアでの「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業をいう。以下同じ。）の定義は事業契約書(案)では「選定企業」にあたりますでしょうか？	No.11及びNo.12の回答をご参照ください。
15	業務の再委託の定義	01_事業契約書（案）	6	23	第15条1項	「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。とありますが、第17条1項においては、「事業者」は、各「選定企業」をして、「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。とありますが、業務の一部の再委託は可能であると理解してよろしいでしょうか？	実施方針 第2 3. (1)イにあるとおり、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委託等することはできません。なお、「発注者」が事前に承諾した場合に限り、各業務の主たる部分でない部分を再委託等することは可能です。
16	再委託の際の業務の一部の定義	01_事業契約書（案）	7	6	第17条1項	「事業者」は、各「選定企業」をして、「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。とありますが、船員雇用・養成業務における再委任(船員手配)につき、業務の一部と認められる範囲は、実際に船員を雇用し手配のみを行なう再委託を受けた1企業の船員が各船舶の必要人員(予備員含む)の半数を超えた場合(例：予備員含む必要人員18名中9名以上)においても、主たる労務管理並びに養成業務が委任されていない状況であれば、業務の一部として認められますでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	保険条件の指定に関する合理的内容の判断基準	01_事業契約書（案）	24	4	別紙5. 4	ただし、「輸送役務契約」に基づき、「輸送役務発注者」が別の付保条件を指定した場合、その指定内容が合理的な限りにおいて、その内容に従うものとする。とありますが、合理的内容かどうかの判断は何を指標に行われますでしょうか？手配を行っている民間保険会社の判断でよろしいでしょうか？	合理的内容かどうかの判断は、民間保険会社の見解も踏まえつつ、「送役務発注者と事業者との協議によるものと認識しております。
18	保険金額の妥当性	01_事業契約書（案）	24	20	別紙5. 4②	保険金額：「本事業船舶」に積載し、輸送する自衛隊の車両及び装備品等の再調達価額相当とありますが、通常内航貨物保険についての保険金額は、輸送品の「仕切状または運送品価額証明書面価額に10%加算した額」となっております。こちら要請される保険の条件を満たしておりますでしょうか？	ご提示された条件を踏まえた保険金額が「再調達価額相当」と同額またはそれ以上であることを証明することが可能であるか、保険会社へご確認ください。具体的な保険の条件に関しては、「輸送役務発注者」との間で締結される契約書に応じてご対応ください。
19	貨物船乗船における乗船者に対する賠償責任補償方法	01_事業契約書（案）	24	4	別紙5. 4①	船客傷害賠償責任保険の付保要請がありますが、5号/6号船舶は第4種船となり、旅客船ではありませんので、旅客の運送を行うことは出来ません。船客とは運賃や料金を支払って乗船する方を指すため、輸送役務契約における自衛官の上乗り者(内航貨物船への定員内の上乗り者は「旅客」ではなく「便乗者」という扱いになります)は、船客傷害保険は対象外になると思われます。一方、内航PI保険においては、被保険者の運航、使用または管理により、人の死傷に関する法律上の賠償責任が生じた場合は補償の対象となりますので、そちらで補償可能と認識しております。	ご認識のとおりです。

20	契約保証金の返還時期、返還に要する期間について	01_事業契約書（案）	4	16	第9条	本条項に基づき事業者が納付すべき契約保証金について、一部現金、一部履行保証保険証券での差し入れは可能でしょうか。また、契約保証金を現金で納付し、契約履行完了後、入札及び契約心得 4.3.6（契約保証金の返還手続）に基づき返還手続を実施した場合、事業者が小切手交付願を提出した後おおそ何日後に返還（振込）が為されますでしょうか。	原則として、契約保証金は現金（日本銀行虎ノ門代理店へ納付。以下「現金」と記載しているものは同じ。）、履行保証保険証券又は銀行保証状のいずれかの種類を選択いただいております。ただし、個別の事情より複数の種類を選択することによる対応も可能です。 また、契約保証金を現金納付した場合、担当部門で確認後、約2週間程度で返還される予定です。
21	違約金の水準・算定方法見直し可否について	01_事業契約書（案）	34	3	第89条	本条項に定める違約金（残存期間相当額の10分の1）について、違約金発生のタイミングによっては費用負担が過大となる懸念があります。当該違約金の水準または算定方法について軽減・見直しのご検討は可能でしょうか。	入札説明書への質問に対する回答 No.1をご参照ください。
22	勤務形態と勤務実態管理について	02_業務要求水準書	15	19	船員雇用・養成業務	輸送業務または民間収益事業を実施しない係船期間中、船員費として認められない勤務形態・勤務実態はあるか。例えば、24時間常時乗船待機、24時間勤務の前提で船員に給与を支払うものの、実態としては仮眠・食事休憩など実働が伴わない時間が含まれることが想定される勤務形態の場合、サービス対価としての船員費が実働時間分のみに限定されることがあるか。また24時間勤務の前提で船員雇用・養成業務契約を締結後、何らかの理由で勤務時間削減を伴う勤務形態の変更を実施し、船員への給与額に変更が生じる場合、サービス対価としての船員費の減額や返納を求められることがあるか。	勤務形態については、事業契約書（案）第62条及び業務要求水準書第2 3. (2)カ・キ・ク、船員法に基づき適切に作成した上で提案してください。 なお、提案内容と異なる業務の実施方法に変更した場合、業務不履行と認め、事業契約書（案）別紙3 第3に基づきサービス対価の減額等措置を行うことがあります。入札説明書 資料-5 第6 3. の第3文及び事業契約書（案）第4条第4項をご参照ください。